

介護保険事業者における事故等発生時の報告の取扱いに係る標準例

(平成18年3月30日 茨城県保健福祉部長通知)

第1 目的

介護保険法に基づく運営基準において、介護保険事業者(以下「事業者」という。)は、介護サービスの提供により事故が発生した場合には、保険者である市町村及び家族に連絡を行うこととされており、さらに、利用者の生命等に係る重大な事故等については、県への報告を求めているところである。

しかし、市町村への報告がなく、その後の苦情等により事故等の発生が判明する事例が数多く見受けられる状況にある。

介護サービスの提供により事故等が発生した場合は、迅速な対応を行い、事故等の速やかな解決及び再発防止を行う必要がある。

第2 標準例

事故等の報告の取扱いについては、以下を標準とする。

この標準例は、事故発生時における関係機関への報告の取扱いについての指針として示すものであり、事業者においてはこの標準例を参考にマニュアル等を作成し、事故等の報告について万全を期されたい。

1 報告すべき事故等の範囲

報告すべき事故等の範囲は、原則以下のとおりとする。

(1) サービス提供による利用者の事故等

ア 事故等とは、死亡事故の他、転倒等に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、誤薬等サービス提供時の事故により、医療機関で治療(事業所内での医療処置を含む)、又は、入院し新たに心身に加わるおそれや、介護保険の要介護度が現在より重度になるおそれがあるものを原則とする。ただし、比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がないものを除く。

イ 事業者側の責任や過失の有無を問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものを含む。

ウ サービス提供には、送迎等も含む。

(2) 食中毒、感染症(結核、インフルエンザ、疥癬他)の集団発生

(3) 従業員の法律違反、不祥事等利用者の処遇に影響のあるもの

(4) その他、火災、震災、風水害等の災害により介護サービスの提供に影響する重大な事故等

2 報告事項

(1) 市町村及び県への報告は、標準様式（事故報告書）を参考にする。

※標準様式は介護保険課ホームページよりダウンロード可

ア 事故等報告書（次に掲げる事項を記載する）

(ア) 事業者及び事業所等の名称、所在地及び電話番号（事業所等の責任者名、連絡先電話番号）

(イ) 利用者の氏名、住所、電話番号、年齢、性別、要介護度、被保険者番号

(ウ) 発生日時及び発生場所

(エ) 事故の概要 原因及び対応を時系列に記載する。

(オ) 事故の対応 治療した医療機関名、家族への連絡状況を記載する。

(カ) 事故後の対応 利用者や家族の現況、再発防止への取り組み、損害賠償等の状況を記載する。

(2) 報告に際しては、その他必要と認める書類を添付する。

(例) 事故発生場所の見取り図、サービス計画書、緊急時の連絡体制、発生当時の職員の勤務体制、運営規程、健康管理記録、献立、契約書及び重要事項説明書、サービスの記録等

3 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに市町村に報告する。

なお、利用者の死亡に至る事故など生命等に係る重大な事故等については、併せて、茨城県保健福祉部長寿福祉課にも報告する。

また、感染症の集団発生が疑われる場合には、速やかに嘱託医・協力医療機関に相談し、当該嘱託医等の判断のもと管轄保健所に連絡し、併せて市町村及び茨城県保健福祉部長寿福祉課にも報告する。

(1) 第一報

事業者は、事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに、市町村に報告書を提出し、居宅介護支援事業者にも同様の報告書を提出する。

緊急性の高いものは、電話又はファクス等により事故等発生の第一報の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

なお、利用者の生命に等係る重大な事故等については、茨城県保健福祉部長寿福祉課にも市町村と同様の報告書を提出する。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、報告書を提出する。

4 提出期限

事業者等は事故発生報告書及びその他必要と認める書類を発生から7日以内に提出する。

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(平成17年2月22日厚生労働省通知)

- 1 社会福祉施設等において、職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと。
- 2 社会福祉施設等の医師や看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと。
また、社会福祉施設等の医師や、看護職員その他の職員は、有症者の状態に応じ、協力病院を始めとする地域の医療機関等との連携を図るなど、適切な措置を講ずること。
- 3 社会福祉施設等においては、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること。
- 4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村の社会福祉施設等主幹部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合。

イ 同一感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

- 5 4の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。
- 6 保健所の責務
- 7 保健所と市町村の情報交換
- 8 社会福祉施設等においては、日頃から、感染症又は食中毒の発生又は蔓延を防止する観点から、職員の健康管理を徹底し、職員や来訪者の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、職員及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図ること。また、年1回以上、職員を対象として衛生管理に関する研修を行うこと。

9 なお、医師が感染症法、結核予防法又は食品衛生法の届出基準に該当する患者又はその疑いのある者を診断した場合には、これらの法律に基づき保健所への届出を行う必要があるので留意すること。

《対象となる社会福祉施設等》

【介護・老人福祉関係施設】

- 養護老人ホーム
- 特別養護老人ホーム
- 軽費老人ホーム
- 老人サービス事業を行う事業所、老人サービスセンター
- 老人短期入所事業を行う事業所、老人短期入所施設
- 老人福祉センター
- 認知症グループホーム
- 生活支援ハウス
- 有料老人ホーム
- 介護老人保健施設